

一般廃棄物処理業等許可の取り扱いについて

1 許可更新について

許可有効期限は2年間となります。

2 申請書類について

(1) 許可申請書について

許可申請書は、当市の「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で定める様式（別紙）により作成してください。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び「糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の規定により、許可申請書には、次の資料を添付してください。

〈添付書類〉

①事業計画書

- ・一般廃棄物の種類、収集運搬方法及び処分方法、事業系一般廃棄物処理に係る契約者の内容が記載されているもの。（任意様式で結構です。）

②定款及び登記事項証明書

③経理的基礎を有することを証する書類

- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人市民税納税証明書（直近のもの）

④事業を行うに足りる知識・能力を証明する書類

- ・「廃棄物処理法」に規定する許可証、資格証、修了証の写し
- ・産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可証（許可を受けている場合のみ）の写しも併せて添付してください。

⑤従業員及び作業員名簿

- ・従業員及び作業員名簿には、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、勤務年数を記載してください。
- ・収集運搬業及び処分業の従事される方が異なる場合には、その従事者が分かるように名簿に記載してください。

⑥車検証の写し

- ・収集運搬業にあっては、実際に一般廃棄物処理業で使用される車両の車検証の写しを提出してください。

⑦中間処理施設の概要書類

- ・処分業の申請にあっては、処理施設の能力や仕様が分かるもの、一般廃棄物処理施設設置許可証の写しを提出してください。

裏面に続く

⑧研修プログラム修了証等の写し

- ・過去2年間のうちに代表者又は作業責任者の方が受講した、一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する研修プログラム（研修プログラムとは主に（財）日本環境衛生センター主催の「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を指します。）の修了証等の写しを添付してください。

例）許可更新の申請日が令和9年3月中の場合、令和7年度または令和8年度に受講した修了証の写しの提出が必要となります。

近年、頻繁に「廃棄物処理法」が改正され内容が複雑化していることから、一般廃棄物の処理を適正に行うため、各許可業者が（財）日本環境衛生センター主催の「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を毎年受講し、必要な知識及び技術を習得されることが重要です。

(2) 更新申請について

- ・更新申請の場合には、当市の許可方針や「廃棄物処理法」の基準に適合する場合に限り、許可を行うものとします。
- ・原則、収集運搬に伴う収集許可区域は、現在許可されている区域とします。
- ・一般廃棄物処理業とは、「収集運搬業」、「処分業」の2業種であり、業種が区分されています。（一般廃棄物処理業における収集運搬及び処分について、「廃棄物処理法」等により許可要件が規定されています。）

3 許可申請手数料について

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 一般廃棄物処理業（収集運搬・処分）の許可申請 | 1件／3,000円 |
| (2) 浄化槽清掃業の許可申請 | 1件／5,000円 |

4 業務に従事する上での遵守事項

- (1) 「廃棄物処理法」や「浄化槽法」等の各関係法令を遵守し、一般廃棄物の適正処理に努めてください。
- (2) 交通ルールの遵守、作業時の点検等の安全管理を徹底し、事故のないよう業務を遂行してください。万が一、事故等が発生した場合は速やかに当市へ報告してください。
- (3) 許可条件を厳守してください。
- (4) 当市が委託する一般廃棄物収集運搬業務及び中間処理業務と当市の許可で行う収集運搬業務及び処分業務とは、排出元・費用負担等の面から全く異なる業務ですので、収集運搬車両を区分し、混載は決して行わないでください。

以上の事項に違反した場合は、当市での業務の停止や許可の取り消しを行う場合もあります。内容を今一度確認の上、申請してください。